

基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる自立した生き方づくり

1. 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

▼施策の方向

- ①行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大

 町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
雇用・就業等に関する 関係法令等の周知・啓 発	<ul style="list-style-type: none">☞事業者や地域活動を行う団体等に対して、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」などの周知を図り、女性の参画推進の重要性や必要性について周知、啓発、情報提供を進めます。
雇用の場における男女 共同参画の取組み	<ul style="list-style-type: none">☞公契約の入札において、男女共同参画の取組みを評価項目の一つとする評価制度を実施します。☞男女に等しく雇用の機会が提供されるよう、事業者等への意識啓発に努めます。☞企業等において、女性の能力開発や職域の拡大に向けて啓発に努め、男女共同参画意識が浸透するよう働きかけます。☞女性の妊娠・出産・子育てにかかる育児休業や、介護休業等の諸制度の整備充実について、事業者等への啓発に努めます。



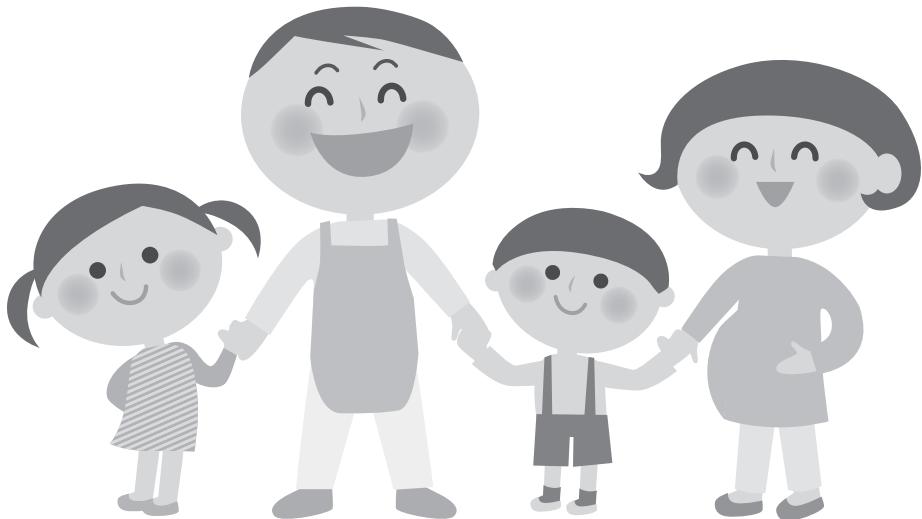
町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
農林水産業、商工業などにおける男女共同参画の促進	☞ それぞれの分野で能力を発揮できるよう、農協や商工会等の関係機関と連携し、情報や学習機会の提供に努めます。



町民・事業者のみなさんは…

- ☞ 職場における男女共同参画を推進し、一人ひとりの能力が発揮できるようにしましょう。
- ☞ 女性も積極的に農業委員や商工会の役員などの様々な役職に立候補し、女性の意見を反映させましょう。
- ☞ 事業者は、育児休業等の諸制度の整備充実に取り組み、「福岡県子育て応援宣言企業」に登録しましょう。



2. ワーク・ライフ・バランスの推進

▼施策の方向

- ①男女の対等な家族的責任への理解と参画の促進
- ②仕事と家庭の両立しやすい職場環境づくり
- ③女性の再チャレンジ（再就職、起業等）・仕事と生活の両立への支援
- ④多様なニーズに対応した保育サービスの充実



町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発促進	<ul style="list-style-type: none">☞育児・介護休業制度や短時間勤務・在宅勤務等の多様な労働形態の普及・啓発を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進します。☞介護保険制度の周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。
女性の再就職等に対する支援の促進	<ul style="list-style-type: none">☞福岡県子育て女性支援センターと連携して、女性の就業や再就職に関する情報、職業能力開発支援や就労相談、労働相談窓口などの情報提供により、女性のキャリア支援に努めます。



町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
多様な保育サービスの充実	☞保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を推進します。
子育て支援活動の充実	☞身近な地域で安心して子育てができるよう、乳幼児の健康や子育て不安等に関する相談支援の充実を図ります。
イベント時等の臨時託児所の設置	☞町が実施するイベントや講座に多くの町民が参加できるよう臨時託児所を設置します。



町民・事業者のみなさんは…

- ☞ 一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し、仕事と生活の調和を目指しましょう。
- ☞ 育児・介護休業制度について、従業員等への情報提供や多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進など、男女が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ☞ 就職や再就職の際は、情報収集や就労相談を利用するなど、積極的に活動しましょう。
- ☞ 子育てや介護に関する悩みはひとりで抱え込まずに、各種サービスの有効な活用や、相談機関を利用しましょう。

3. 安心して暮らせる支援の充実

▼施策の方向

- ①生涯を通じた健康づくり
- ②配慮を必要とする人への支援

 町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
母子・成人保健事業と各種相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">☞男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健診や検診の受診を促進し、また、性差に応じた相談、支援に努めます。☞妊娠や出産にあたっての必要な保健指導及び相談事業の充実に努めます。
性と生殖に関する男女の健康と権利についての理解の促進	<ul style="list-style-type: none">☞互いの身体的特徴を十分に理解し、互いの性を尊重することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ★（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発に努めます。☞学校教育において、発達段階に応じた性教育カリキュラムに取り組みます。



町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	➡️ 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすための環境づくりや支援を行います。
障害のある人に対する社会参加の支援	➡️ 障害福祉サービスや相談支援体制などの充実により、障害のある人の社会参加や就労に向けた支援を行います。
ひとり親家庭への支援	➡️ ひとり親家庭の自立を図るため、相談支援の実施や情報提供を行います。



町民・事業者のみなさんは…

- ➡️ 町の情報発信などから、性と生殖に関する健康と権利について理解を深めましょう。
- ➡️ 性差による身体の特徴について理解しあい、相手を思いやる気持ちを持ちましょう。
- ➡️ 社会生活について困難を抱える場合は、専門の窓口に相談するほか、様々なサービスを活用しましょう。



成 果 指 標



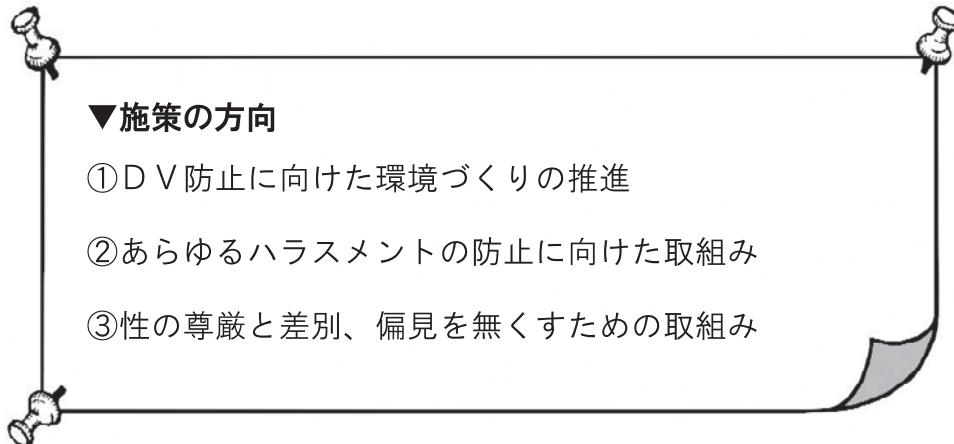
項 目	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 12 年度)
子育て応援宣言企業の登録数	6 社 ^{※1}	10 社
保育所の待機児童の解消	25 人	0 人
がん（女性特有）検診受診率	子宮がん：27.1% ^{※2} 乳がん：26.5% ^{※3}	50.0%
特定健診受診率	40.8% ^{※4}	60%

※ 1 … 令和 2 年

※ 2, ※ 3, ※ 4 … 令和元年度

基本目標IV 男女がともに人権を尊重する社会づくり

1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶



▼施策の方向

- ①DV防止に向けた環境づくりの推進
- ②あらゆるハラスメントの防止に向けた取組み
- ③性の尊厳と差別、偏見を無くすための取組み



町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
DV防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none">☞ DVを含め、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。
DV被害者支援に対応できる組織づくり	<ul style="list-style-type: none">☞ DV被害者保護のため、全庁的な情報管理を徹底します。☞ 必要に応じて会議を開催し、被害者支援体制について情報共有を図ります。
様々なハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none">☞ 広報等を活用し、セクシュアルハラスメントをはじめとしたハラスメント防止についての啓発に努めます。☞ 企業等における様々なハラスメントを防止するための啓発活動を推進します。



町(行政)が取り組むこと

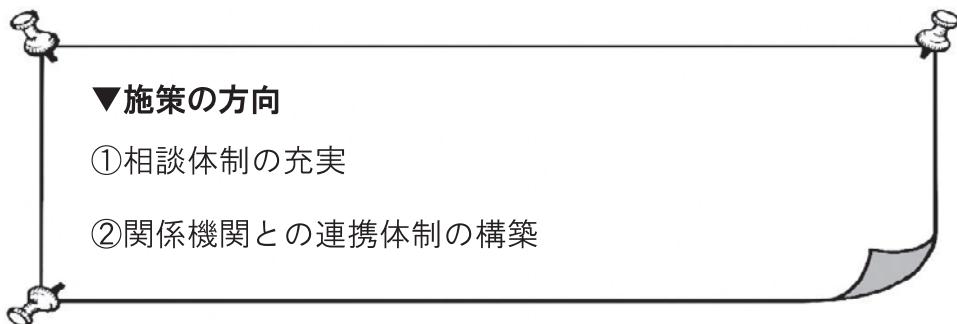
施 策	内 容
性に関する暴力や差別を防止する啓発	☞ 性に関する暴力や差別を防止するための啓発を行います。
性の多様性への理解促進	☞ 多様な性に対する理解を深められるよう、広報や講演会等を通じて啓発を行います。



町民・事業者のみなさんは…

- ☞ 男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる暴力をなくしましょう。
- ☞ 暴力を受けている人に気づいたら、最寄りの相談機関に連絡しましょう。
- ☞ ハラスメントについての正しい知識を身につけましょう。
- ☞ 職場におけるハラスメントをなくしましょう。
- ☞ DVやハラスメントを受けたら、ひとりで悩まず、専門の窓口に相談しましょう。
- ☞ 性の多様性について理解を深めましょう。

2. 暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実



町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
相談支援体制等の充実	<ul style="list-style-type: none">☞DV被害者の相談窓口について周知を図ります。☞必要な情報提供や援助等が行えるように、相談に携わる職員の技術向上に努めます。☞プライバシーに配慮した相談環境の整備や子育て世代が安心して相談できるようにプレイルームを設置し、相談しやすい環境づくりに努めます。
児童福祉施策との連携	<ul style="list-style-type: none">☞要保護児童対策協議会において、DVに限らず子どもやその家庭の相談に対し、総合的に対応します。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">☞配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、被害者の保護と自立支援を行います。



町民・事業者のみなさんへ…

☞ 身近にDV被害や児童虐待（面前DV★等）に困っている人がいたら、最寄りの相談機関に連絡しましょう。

成 果 指 標

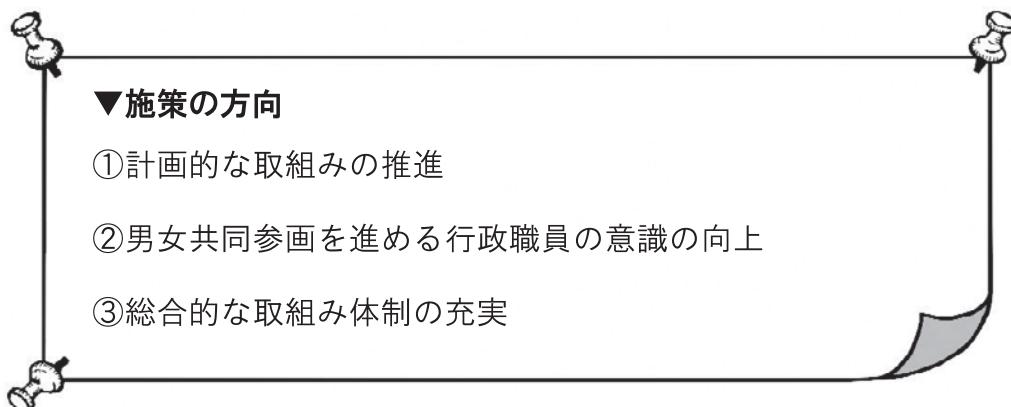
項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
DV防止に関する啓発事業	3回／年	5回以上／年
DV相談窓口についての周知度	66.7%※ ¹	80%以上
DV等相談窓口連絡会議の開催	1回／年	1回以上／年

※1 …平成26年



基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する組織づくり

1. 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進



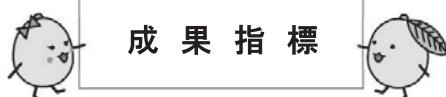
町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
計画の進捗状況の把握 と諸施策の推進	☞推進本部会議や審議会を定期的に開催し、計画の進捗状況の把握と施策の推進を図ります。 ☞町の男女共同参画に関する情報提供を含め、各種団体と意見交換を行います。
公共施設のユニバーサルデザイン★化の推進	☞年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、多くの人にわかりやすく、使いやすい施設整備を推進します。



町(行政)が取り組むこと

施 策	内 容
町職員の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ☞男女がともに働きやすい職場づくりを推進するため、男性が育児・介護休暇を取得しやすい環境整備に努めるなど、仕事と家庭生活の両立を推進します。 ☞男女共同参画意識の向上を図るため、研修等の実施を通して職員への啓発を行います。
あらゆるハラスメントの根絶	<ul style="list-style-type: none"> ☞セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメントに関し、適切な防止対策と相談体制の整備を行います。
女性職員の役職登用推進	<ul style="list-style-type: none"> ☞女性職員の管理職登用ならびに係長登用を積極的に推進します。



項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
男性職員が産前産後期間に出産・育児に係る年次・特別休暇の取得日数	—	5日以上
女性の課長登用数（率）	2名（10.5%）※ ¹	22%以上

※ 1 …令和2年

推進・連携体制

全ての職員が男女共同参画施策に共通の認識を持ち、全庁が一体となった取組みを進めることが重要です。

本計画を実行性のあるものにするため、計画の進捗状況を男女共同参画審議会や男女共同参画推進本部会議において、調査・点検を行い、計画の着実な進捗管理を図ります。

町民又は事業者及び各種団体関係者は、町の条例の基本理念にのっとり、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう求められています。

